南部大阪都市計画地区計画の決定（松原市決定）

都市計画岡１丁目地区地区計画を次のように決定する。

１．地区計画の方針

<table>
<tr><td colspan="2">名　称</td><td>岡１丁目地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">位　置</td><td>松原市岡１丁目　地内</td></tr>
<tr><td colspan="2">面　積</td><td>約１．１ha</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の整備・開発および保全の方針</td><td>地区計画の目標</td><td>本地区は、松原市の南部に位置し、地域間を広域的に結ぶ幹線道路である国道309号の沿道である。また、地区周辺には高速道路のインターチェンジが複数あり、物流系の土地利用に適している。
本計画では、建築物等の規制、誘導により周辺環境との調和のとれた幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導することを目標とする。</td></tr>
<tr><td>土地利用の方針</td><td>交通の利便性を活かした物流施設を誘導し、産業の活性化を図る。</td></tr>
<tr><td>建築物等の整備の方針</td><td>周辺環境との調和を図るため、建築物の用途の制限、建築物の高さの制限等を定める。</td></tr>
<tr><td>その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針</td><td>周辺環境に配慮し、大和川下流域調整池技術基準（案）に基づき、開発規模に応じた雨水の流出抑制を行う。
緑豊かな潤いのある良好な環境の形成を図るため、計画地周辺沿いの緑化に努める。</td></tr>
</table>

２．地区整備計画

<table>
<tr><td rowspan="9">建築物等に関する事項</td><td colspan="2">建築物の用途の制限</td><td>次の各号に掲げる建築物以外は、建築してはならない。
1．物流センター、物流拠点施設
2．倉庫業を営む倉庫
3．倉庫業を営まない倉庫
4．前各号の建築物に附属するもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の建ぺい率の最高限度</td><td>５０％</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の高さの最高限度</td><td>２０ｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次に掲げる距離以上とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>道路境界線までの距離</td><td>５．０ｍ</td></tr>
<tr><td>隣地境界線までの距離</td><td>（地区計画区域外と接する場合）２．０ｍ
（　　上記以外　　）１．０ｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の敷地面積の最低限度</td><td>５，０００㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の形態又は意匠の制限</td><td>屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落ち着いた形状・色合いのものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">かき又はさくの構造の制限</td><td>道路に面するかき又はさくは、生垣あるいはネットフェンス、鉄さく等、透視可能なものとし、ブロック塀その他これに類するものは築造してはならない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。
（１）高さが０．６メートル以下のもの
（２）門
（３）門の袖でその長さが２．０メートル以下のもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の緑化率の最低限度</td><td>２０％</td></tr>
</table>

地区計画の区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり

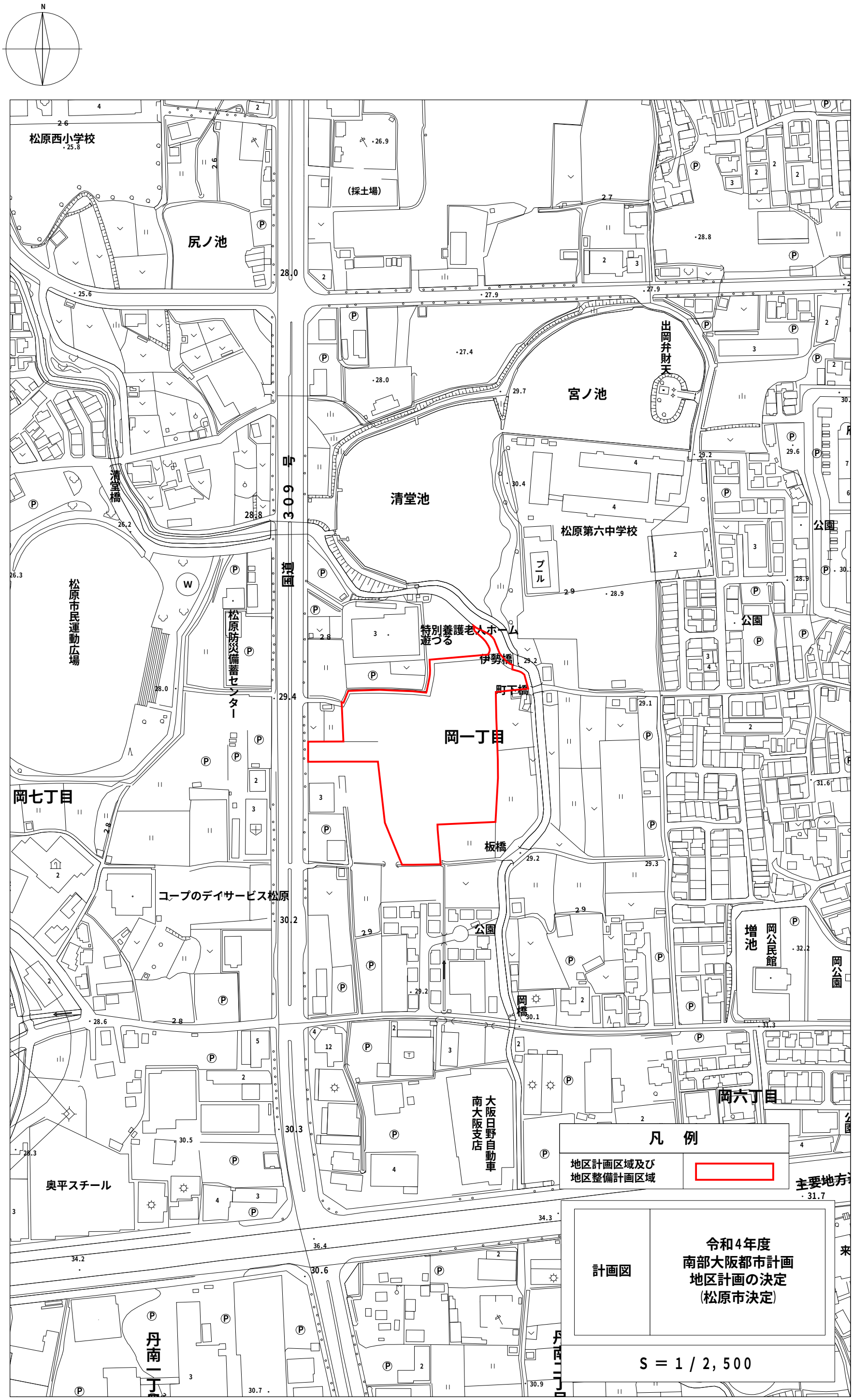
N
松原西小学校
尻ノ池
（採土場）
出岡弁財天
宮ノ池
清堂橋
清堂池
309号
河内
松原第六中学校
プール
公園
松原市民運動広場
松原防災備蓄センター
特別養護老人ホーム
遊づる
伊勢橋
町下橋
岡一丁目
岡七丁目
板橋
コープのデイサービス松原
公園
岡公民館
増池
岡公園
岡橋
大阪日野自動車
南大阪支店
岡六丁目
奥平スチール
主要地方
丹南一丁目
凡　例
地区計画区域及び
地区整備計画区域
計画図
令和4年度
南部大阪都市計画
地区計画の決定
（松原市決定）
S ＝ 1 / 2,500

1:2500